

鹿追町森林整備計画



計画期間 (自 令和 6年 4月 1日)
(至 令和16年 3月31日)

鹿 追 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林整備の方法に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	6
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の伐採中止又は造林の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の作業種別の標準的な方法	10
3	その他間伐及び保育の基準	12
4	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	17
第8	その他森林整備の方法に関して必要な事項	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	17
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	17
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18

Ⅲ 森林の保護に関する事項	18
第1 鳥獣害の防止に関する事項	18
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	18
2 その他必要な事項	19
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	19
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	19
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	20
3 林野火災の予防の方法	20
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	20
5 その他必要な事項	20
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	20
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	20
1 森林経営計画の作成に関する事項	20
2 生活環境の整備に関する事項	21
3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項	21
4 森林の総合利用の推進に関する事項	21
5 住民参加による森林の整備に関する事項	21
6 その他必要な事項	22
別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	25
別表2 森林施業の方法を特定すべき森林	32
別紙 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	34

I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝の北西に位置し、北端は大雪山国立公園の一部となっており、大雪山系の山並みを水源とする然別川が町内を南北に貫流し、鹿追町の母なる川として町民に親しまれています。北高南低の扇状の丘陵地帯が広がり、農耕適地となっています。また気象的には積雪寒冷地帯にありますが晴天日が多く降水量、降雪量は少ないものの寒暖の差は厳しいものがあります。

本町の面積は40,470haで、うち森林面積は20,927haで総面積の52%を占めています。内訳は国有林が17,979ha(86%)、民有林が2,843ha(14%)となっています。民有林の内、カラマツなどを主体とした人工林の面積は、1,686haであり人工林率5%と全道平均を大きく上回っています。

年齢構成では40年生以下の若い林分が706ha(42.6%)となっており、今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要であります。本町の森林は、地域住民の生活に密着した防風保安林から、林業生産活動が行われる人工林帯、さらには天然生の広葉樹が林立する樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

人工林の内、標準伐期齢を迎えた8歳級の林分が107ha(6%)となっており、とりわけ戦後主体的に植林されたカラマツが82haとなっており、今後これらの林分は伐採・造林の対象資源として高い比重を占めることになると見込まれています。しかし近年の外材輸入の減少による国産材需要の高まりや林業採算性の悪化等による森林所有者の森林整備に対する意欲の減退などから、造林が進まず伐採跡地の増加の恐れがあるため、今後、人工林資源の適切な管理体制による計画的な間伐・造林を推進することが必要です。

本町の南及び西部に位置する上然別・美蔓・幌内・上幌内地区は、本町の森林の大部分が集中している地区であり、また普通林も多く分布しています。当該地区は木材の成育に適した森林土壌を有し、カラマツを中心とした伐期を迎える林分も多く存することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な間伐及び伐採を推進することが重要です。

比較的平坦地である、鹿追・笹川・北鹿追・瓜幕・東瓜幕地区は、農耕地帯であるため森林が少なく、そのうち防風保安林が大半を占めており、農地の保全や景観を維持する上からも、計画的な施業を推進することが必要です。

南部及び西部の美蔓・幌内地区は、土砂の流出や崩壊などの恐れがある場所もあることから、山地災害防止機能の高い森林の整備が必要です。

北部に位置する北瓜幕地区は、天然生の広葉樹林も多く存在し、また河川や溪谷等自然景観に優れており、特に旧鹿追自然ランドと周辺の森林とを有機的に結びつけた森林とのふれあいの場として活用が期待されています。

各地区の現状と課題を踏まえ、効率的な林地活用と活力ある森林施業を推進します。

また近年シイタケ生産農家や「鹿追町熟年会」などシイタケを中心としたきのこの生産も盛んであることから、品質の高い原木を供給する必要もあります。

こうした取り組みをさらに加速させ、鹿追町森林整備計画の目標達成に向けて「豊かな自然を守り育て活かすまち」を目指し、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森林づくりを進めます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進し、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止などに果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進す

るとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林について、地域ごとの特性や自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様生機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。

山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生回避を図る施策を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を

図るよう努めることとします。

- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構成とすることを基本とします。
- ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等との合意形成を図りながら、委託による森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採については、Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の方法により、立木を伐採することとします。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。なお、標準伐期齢は地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹種		林齢
人	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
エ	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
林	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	25

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹を言います。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

- （1） 立木の伐採のうち主伐については更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については皆伐または択伐によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐

採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所あたりの伐採面積は原則として20ヘクタールを超えないこととし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るよう努めることとします。また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等にも配慮して行うこととします。

- (2) 主伐にあたっては、伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意することとします。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要のある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

3 その他必要な事項

ア 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

イ 次の地域は林地崩壊や生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

- (ア) 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢治い等
(ウ) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ 伐採の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努め、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合には必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流での伐採において降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を冬季間に行うなど、実施時期にも配慮することとします。

また、特に河川周辺で伐採を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

ア Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材利用状況等を勘案し、次のとおり定めます。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（雑種F ₁ を含む）、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニシ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種の選定は幅広く検討します。特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。

なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続を図るため、伐採後の再造林においてはカラマツの優先的な植栽に配慮することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。

特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地持ちは、それぞれの地域の自然条件、植栽及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
	カラマツ、その他	～5月31日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)

のアの（エ）の時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

（カ） 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮とともに植栽コストの軽減を図る場合には、次表にかかわらず、本数の低減についても併せて検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】 単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

カラマツの標準的な植栽本数が ha あたり 2,000本とすると、
 $2,000 \times 0.3 = 600$
 となり、カラマツを ha あたりおおむね600本以上植栽することとなります。

（3） 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の（3）によることとします。

2 天然更新に関する事項

（1） 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然更新の対象樹種
イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、 カンハ類、ドロノキ、ハンノキ、カラマツなどの高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の完了の判断基準

(3) で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に 50cm 程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が幼齡林^(注3)にあっては成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強いイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等高木性の樹種を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に 50 cm 程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齡林」とは伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齡新において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との堆肥を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 10$
--

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300 本/ha
上層(その他の針葉樹)	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)
 中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの
 下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の

生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かきまたは植え込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、皆伐、択伐に関わらず原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を測る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこととします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

イ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

ウ 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

エ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

オ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

カ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

キ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

本町ではカラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、次のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)の「ア」伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

森林の区域（林小班）
別紙

4 森林法第10条の9第4項の伐採中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
2の(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

5 その他必要な事項

- (1) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (<u>グイマツとの 交配種を含む</u>) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39		<ul style="list-style-type: none"> ・選木方法：定性及び列状 ・間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年 ・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：8年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	17	23	30	38		<ul style="list-style-type: none"> ・選木方法：定性及び列状 ・間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	<ul style="list-style-type: none"> ・選木方法：定性及び列状 ・間伐率(材積率)：20～35% ・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10年

※ 「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省

力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適切な時期に適切に除去し植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。

なお、植栽樹種以外であっても、その生育状況や森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることも検討します。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

下刈り	樹種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			カラマツ	春	←→							
秋		←→										
トドマツ	春	←→										
	秋		←→									
アカエゾマツ	春	←→										
	秋		←→									

間伐・除伐	樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			カラマツ	春	△							
秋		△										
トドマツ	春				△							
	秋					△						
アカエゾマツ	春						△					
	秋							△				

△：つる切り・除伐

※カラマツにはグイマツ雑種 F₁ を含む。

※下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

3 その他間伐及び保育の基準 該当なし

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関して、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めま

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めま

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

ア 区域の設定

- (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

- (ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部皆伐することを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

- (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

- (2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、

多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	主伐時期	仕立て方法	(参考) 主伐時期の平均胸高直径
カラマツ (<u>グイマツとの交配種を含む</u>)	50年	中庸仕立て	38cm
トドマツ	50年	中庸仕立て	30cm
アカエゾマツ	70年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。

イ 施業の方法

伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、1ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の85.4%、その所有面積は763.17haとなっています。これは本町の一般民有林面積の25.9%を占めるものであります。また、一般民有林のうち人工林が1,686haあり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言などを行い、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、委託による林業経営への転換を目指すこととします。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、本町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、本町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用にも努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林業経営体の多くは、兼業・小規模零細型で地域に分散していることから、経営の合理化に向けて積極的な取り組みが必要とされます。森林施業を計画的、重点的、効率的に行うために町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落にリーダーを育成し、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。そのた

め、施業実施協定の締結を促進し、計画的な森林施業を図ることとします。

また、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加呼びかけ、不在村森林所有者については、ホームページやダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

- 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
		路網	基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム ^(注1)	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム ^(注2)	20<15>以上	20<15>以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラブ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関して必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、「人材の育成・確保」及び「林業事業体の経営体質強化」に対する取り組みに努めることとします。

(1) 人材の養成・確保

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会及び就業体験会等に積極的な参加を呼びかけし、新規的林業就業者の技能・技術の習得を促進し資質の向上を図る。また、基盤整備による生産コストの低減を目指して低コスト林業に向けた高性能林業機械を積極的に導入するためにも、高度な運転技術が必要とされるオペレーターの養成など人材の育成及び確保を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

「北海道林業事業体登録制度」により、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理を行う登録林業事業体の活用を努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の促進方向

本町の森林の人工林は、若齢林が多く、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっています。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にあります。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業の機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題です。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	現状（参考）	将来
伐倒	チェーンソー	チェーンソー、 ハーベスター
造材	チェーンソー	チェーンソー、 プロセッサ

集材		林内作業車、小型集材機	林内作業車、小型集材機、フォワーダー
造林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機、リモコン草刈り機
	枝打ち	人力（鋸）	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械の促進方策

- ① 森林組合によるプロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等における森林施業の機械化の推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーターの育成を図るため研修会等への積極的参加を推進

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であり、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動等による需要促進に努め、また、公共建築物等において木材・木製品の積極的な利用を図るほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化に努めるとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

特用林産物については、今後、原木ほだ木の安定的供給、経営の合理化及び品質の向上等を図るため、関係団体と連携して生産振興を図ることを検討します。

また安全・安心な食材が求められていることから、新しいキノコやこれまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより、地域特産品として育成を図ることとします。

4 その他必要な事項

本町は、都市にはない多くの魅力や可能性を秘めており、こうした地域固有の魅力を地域住民と共にその特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。

森林整備においても、地域住民や都市住民の多様なニーズに応じた森林整備を計画的に推進するとともに、地域への定住や都市との交流を促進し、魅力ある地域社会を構築していくものとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で次のとおり定めます。また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
エゾシカ	10林班から11林班 28林班 35林班から36林班 38林班から43林班 72林班から73林班 76林班から77林班	661.02

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、鹿追町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害木が発見された場合には、被害発生地状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に努めるとともに、本町と十勝総合振興局等の指導機関及び林業関係者等と連携し、被害の程度に応じた対応することとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) 野ネズミによる森林被害は、エゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツの植栽を行う際は野ネズミの生息場所となる枝条のたい積を避け、また、発生動向等も踏まえて殺そ剤の散布や防そ溝を設置するなどの対策に努めることとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護にあたっては、町、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。

なお、森林の巡視は森林レクリエーションのための利用者が特に多い地域を重点的に行い、また、春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
該当なし		

(2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、鹿追町森林整備計画の達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

(1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

林業労働力を確保するため、就労者が定住するための生活環境の整備が必要であり、生活の基盤となる住宅の確保や助成制度などを検討し、それらの支援情報を地域の情報誌やインターネットを活用し発信するなど、UJ1ターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特用林産物であるシイタケについては、現在個人経営で生産が行われていますが、今後、原木ほだ木の安定的供給、経営の合理化及び品質の向上等を図るため、関係団体と連携して道の駅などを通して、地域振興拡大に努めていくことを検討していきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

北瓜幕地区の自然ランド周辺の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されています。景観の維持と向上を図るとともに、学術的に貴重な動植物の生息のできる森林の整備を図っていきます。

また、柏ヶ丘地区の治山の森についても、町民が気軽に訪れることのできる森林公園として維持・増進を図り、町民憩いの場として整備いたします。

○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）		計 画		対 応 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
自然ランド周辺林	北瓜幕	50ha 100年の森 エアトリップ 遊歩道 など	北瓜幕	50ha 100年の森 エアトリップ 遊歩道 など	▽1
治山の森	柏ヶ丘	2ha 森林公園 遊歩道 遊具 など	柏ヶ丘	2ha 森林公園 遊歩道 遊具 など	▽2

5 住民参加による森林の整備に関する事項

次のとおり、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

間伐材等の有効利用を図るため、町民を対象にしたキノコ学習会や炭づくり教室などを実施し、森林資源の有効性の普及を図ります。

また、植樹祭などを企画し、森林づくりへの直接参加できるプログラムの開催を検討します。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本町の森林面積の86%を国有林が占めており、地域の林産業振興および生活環境の保全に対する影響が大きいことから国有林との連携を図り、地域の森林整備についての課題やニーズを把握し森林施業に取り組むこととします。

(3) その他

将来にわたって森林の整備に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で、青少年の森林に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。

このことから、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

また、青少年に木のぬくもり・香りを体感し木の良さを認識してもらうため、学校施設や学童用机、遊具等における木材の利用を進めるものとします。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内的の森林

保安林及び保安施設地区の区域内的の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 主伐の方法

- a 伐採できる立木は、鹿追町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - (a) 伐採方法の指定なし(皆伐を含む)
 - (b) 択伐(伐採区域内的の立木を均等な割合で伐採するもの)
 - (c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
 - (a) 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る)については、20haを超えない範囲とします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを超えない範囲とします。
 - (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては20haを超えない範囲とします。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて

得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とされています。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行います。 ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 ② 択伐率は蓄積の10%以内とします。

第2種特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区を拡大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においては、伐区は努めて分散させなければなりません。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

ウ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。</p> <p>(4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林 班	小班	
水源涵養林	1	7,8,10~13	379.94
	3	2	
	34	1~8,10~14,17~19,21,24~28,30~33,36,40~45	
	42	2,9,10,16,21,25~27	
	47	3~6,11,24,29~32,34,39~42,44,46,48,49	
	48	1~6,9~11,14,19,20,22,24,41,44,46,47	
	49	2~4,7~9,11~18,20,24,25	
	53	1~3,6,7,9,10,13,15,18,19,22~25	
	54	2,3,7,10,12,20,24,37,44,45,56,58	
	55	17	
	57	1,19~22,29	
	59	1,2,5,7,17,20,21,23,25,26,29	
	61	1,2,7,8,11,12	
	62	14,32	
	63	1,4,6,9	
	66	1,3,6~9	
	67	5,6,10,12,13	
	71	15~20,22	
	72	1,4,7,8	
	73	5,14~16,24,25,38,39,41	
	74	1,8,11	
	75	28,47,49~52	
	76	1,6,19,24,32,43~47	
	77	12,14,26~29	
	78	2,11,14~21,23~25	
	79	2,4,5	
	80	6,8,9,15,30,35~42	
	81	6,28	
	82	1~15,17,21~29,31,48,52,54~56,58,59	
	83	6,10,13~15,17,18,46,48,51	
	84	5,10,12~16,18,19,22~24,35,61,63~69,79~82	
	85	1,2,9,22~27,32~35,72~74,77,78,80,81	
	86	25,34,37,39	
87	1~5,7~9,16,40~43,45~47		
88	12		
89	1,2		
90	7,19		
91	5,7~9,11,13		
92	1~4,8,10,11,13,14,21,24,40,42,43,46,47,49,51~53,61,63,65,66		
93	1~9		
山地災害防 止林	1	1	269.55
	2	7,40	
	3	4,5,8,13,16~18,22,26,27,30~41,45~47	

	4	24~26,31	
	11	1~3,7,8,10,12~14,19,23~25,27,31,32	
	15	1~7,13~15,20	
	16	34,36	
	17	11,12	
	22	2~4,6~8,31~34	
	23	45	
	28	3	
	30	35~41,49	
	31	1~8,10~13,18,20,21,24,25	
	32	15	
	33	88~90,92	
	38	4,11,14~16,18~23,26,28,29,31,32,34,38~40,42,44,45,47,49~51, 53,54,57,58	
	39	7,8,14,17~19,30	
	42	17~20,22,38	
	43	9,15,42,53,54,56,59~65,79,81~83,86	
	47	26,36	
	48	43	
	54	48,51	
生活環境保 全林	2	2,3,13,15~18,20~28,33,35,37~39	474.63
	3	3,7,9~12	
	4	1~5,28,29,33,43~45	
	5	36~39,41,45,48,58	
	6	58,59,62,63	
	7	20~25,27,34,48	
	9	5,7~11,32,35,37	
	10	55,58,59,86,88,89,93,94,100,102~104	
	11	11,15,16,20,30	
	13	13,14,18,19,42~46,49,59	
	14	5~7,41,46	
	45	1,26~36,39	
	46	6,19~23,30,31,34	
	47	12~14,16~20,22,37,45,47	
	48	26,27,29,32,33,36,38,39,45	
	51	22,25~29,40,47	
	52	43~46,48~56	
	54	4,30~32,34~36,38,40~43,49	
	55	1~3,8,10~15,21,22	
	57	2,3,23,26~28,30	
	61	3,15~17	
	62	21~25,27~30,33	
	73	2,27~31,33,35,37,40,42,43	
	75	1,34,37~42,44,46,48	
	76	7,38,39,41,48	
	77	2,3,22~25,30	
	78	1,31,33,34,36~44	
	79	3,7~9,12,14,16,18~26,28~30	
80	25~28,31~34		

	81	1~4,8~16,18~25,27,29~33	
	82	20,30,32~39,43~46,49~51,57,60,61	
	83	1,3,16,19,20,23,24,26~31,35,39,40,49	
	84	3,28,30,31,33,34,36~38,40~44,46~48,51~60,62,71~75,77,78,83	
	85	3,30,31,38,42~48,50,55,56,58~67,70,71,75,82~85	
	86	1~4,10~19,21~24,26,27,29~33,35,36,38,40	
	87	31~39	
	88	4~6,9,11,13,14	
	90	14~18,20~22	
	92	20,23,25~34,36~39,57,59,62,64,67,68	
保健・文化 機能等維持 林	42	1,3~8,11,12,14,15,28,30,31,33,35~37	64.6
	93	10	
木材等生産 林	1	1	2250,98
	2	1,4~10,13,14,17,18,20~22,25~38	
	3	1~14,15,19,21,23,25,26,28,29,32,33,38,40,42~45,47	
	4	1~7,10~13,16,18~28,31~34,36~39,41,46	
	5	1~6,9~20,22,24~29,35~39,42~44,46~48,51,53~55,57,59,60,62,63,65~67,69	
	6	1~21,23~30,32,33,35,36,40~42,44~46,50,51,54,55,57~59,62,66~70,74,75,78,80,83~89,91,93~102	
	7	1~7,9,11,13~15,22,24,28~30,33~45,47,48	
	8	1,2,6~12,14,16,17,19,22,23,25,29~38,40,43~61,64,66~79,81~89	
	9	1,2,4~22,24,25,30~39	
	10	1~17,19~32,35,36,38~40,47~54,59~65,67~75,77,79,80,82~90,94~117	
	11	1,4~6,8,9,11,15~20,22,26,29,30	
	12	1~6,9,10,12~20,23~32,35~39,41,43~45,47~56,58,61,63~65,68~80	
	13	1~5,7,8,10,11,13,14,19~24,28,29,31~46,48,50~53,55~58,60~63	
	14	1,3,5,6,10~12,15~17,20,21,23,25~27,29~31,33~35,40,41,43~48	
	15	2~5,8~10,12,14,16~19	
	16	1~33,35~46,48~56,58~70,73	
	17	1~7,11~17,19~24,26~28,31,54~56	
	18	1,2,4~7,9,10,12,16,23,25,26	
	19	6,13,29,30,36~38	
	20	1,2,8,10,15,21,23	
	21	1~13,15~23,25~32,34~60	
	22	1,5,11~26,28~30	
	23	1~14,17,18,26~28,30~44,46~51	
	24	1~15,17~28,33,36~39,41~43,46,50	
	25	2,4,5,11~13,15,16,18~24,26~30	
	26	1~8,11,13~16,19~22,24,25,30,33~45,47~49,51~60,69,74,76,78,79,82,83,85~87,90,93~99,103,111~114,116~119,122~125	
	27	1,2,11,15~19,22~26,28~35,42~44,47,48,51,52,54~59	
	28	1,2,4,7~10,12,13,15,18~22,25~28,31~33,35,37,39,40,45,47,49,51~53,55,56,58,59,63,64,69~78,80~83	
	29	1~10,13,19,27~31,35,36	
	30	1~3,6~10,12~34,42~48,50~53	
	31	9,26,27,35	
	32	1~3,8~14,16,18~20,22,24~36,38~43,47,50,52~62,64~68	
	33	1,3 ~ 5,7 ~ 9,12 ~ 19,22,23,25 ~ 28,30 ~ 34,38,40 ~ 47,49,50,53 ~ 56,58,60,61,63 ~	

	65,68,69,71,72,75~79,81,82,84,86,87,91,93,94,96~105,107~109,111~114
35	1,2,4,8,10,12,16,18~20,22,23,25~27,29,30,32,34~37,42~49,52~62
36	2~5,7~9,11~15,17~23,26
37	6~8,11,12,14~20,25,28~31,38
38	1~3,5~9,11,12,13,15,18,24,25,33,35~37,41,46,48,52,59~67
39	1~13,15,17,18,20~25,27~34
40	4,6,11~13
41	3~16
42	4,5,15,17~20,25~28,30
43	1~3,5,6,17~23,25,26,28,29,46,49~52,55,78,87
44	1~14,17,19,21~24,35,36,41~48
45	1,3,4,17,18,21,27,30,32,33,35,36,39,41
46	2~8,10,11,13,17,18,20~23,30~33,35,36
47	12~14,16~20,22,26,36,37,44~46,48
48	9,20,26,27,32,33,36,38,39,43,45
50	10
51	4,5,8~10,12~14,21,22,25,28~30,32~35,40,41,43,44,48,49
52	2~7,10,16~19,21~27,29,35,37,38,40,41,43~46,48,49~52,54~62,65,68~72,75~79,81~83,85~88,90,92
54	30~32,34~38,40~43,48,49,51
55	1~3,8,10,11,13~15,21,22
56	6~8,25
57	3,23,26~28,30
58	1,2,8~10,12~14,16,19~21
60	9~11
61	3,15~17
62	21~25,27~30,33
64	11
65	2~5
68	7,8
69	6
73	2,27~29,31,33,35,37,40,42,43
75	1,34,37,38,40~42,44,46,48
76	7,38,41,48
77	2,3,22,24,25,30
78	31,34,36~42
79	3,7~9,12,14,18~21,24
80	25~27,31~34
81	1,3,8~13,15,16,18~21,23~25,27,29,30,32
82	20,30,32~38,43,45,46,49,51,57,60,61
83	3,16,19,20,23,24,26~28,31,40,49
84	3,28,30,31,34,36~38,40~43,46,48,51,52,54~58,60,62,72~75,77,78
85	3,31,44,46~48,55,56,58~61,63~67,70,71,75,82,83,86
86	2~4,10,11,14~17,21,23~27,29~31,35,36,38,40
87	31,33,34,36~40
88	4,5,6,9,11,13,14
90	14~18,20~22
92	20,23,24,26,27,29~34,36~39,57,59,62,64,67

2 上乘せのゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	該当なし		
生物多様性ゾーン	該当なし		
水辺林タイプ	該当なし		
保護地域タイプ	該当なし		
特に効率的な森林施業が可能な 森林	1	1	2250.98
	2	1,4~10,14,17,18,20~22,25~38	
	3	1~14,15,19,21,23,25,26,28,29,32,33,38,40,42~45,47	
	4	1~7,10~13,16,18~28,31~34,36~39,41,46	
	5	1~6,9~20,22,24~29,35~39,42~44,46~48,51,53~55,57,59,60,62,63,65~67,69	
	6	1 ~ 21,23 ~ 30,32,33,35,36,40 ~ 42,44 ~ 46,50,51,54,55,57 ~ 59,62,66 ~ 70,74,75,78,80,83 ~ 89,91,93~102	
	7	1~7,9,11,13~15,22,24,28~30,33~45,47,48	
	8	1,2,6 ~ 12,14,16,17,19,22,23,25,29 ~ 38,40,43 ~ 61,64,66~79,81~89	
	9	1,2,4~22,24,25,30~39	
	10	1 ~ 17,19 ~ 32,35,36,38 ~ 40,47 ~ 54,59 ~ 65,67 ~ 75,77,79,80,82~90,94~117	
	11	1,4~6,8,9,11,15~20,22,26,29,30	
	12	1 ~ 6,9,10,12 ~ 20,23 ~ 32,35 ~ 39,41,43 ~ 45,47 ~ 56,58,61,63~65,68~80	
	13	1 ~ 5,7,8,10,11,13,14,19 ~ 24,28,29,31 ~ 46,48,50 ~ 53,55~58,60~63	
	14	1,3,5,6,10 ~ 12,15 ~ 17,20,21,23,25 ~ 27,29 ~ 31,33 ~ 35,40,41,43~48	
	15	2~5,8~10,12,14,16~19	
	16	1~33,35~46,48~56,58~70,73	
	17	1~7,11~17,19~24,26~28,31,54~56	
	18	1,2,4~7,9,10,12,16,23,25,26	
	19	6,13,29,30,36~38	
	20	1,2,8,10,15,21,23	
	21	1~13,15~23,25~32,34~60	
	22	1,5,11~26,28~30	
	23	1~14,17,18,26~28,30~44,46~51	
	24	1~15,17~28,33,36~39,41~43,46,50	
	25	2,4,5,11~13,15,16,18~24,26~30	
	26	1~8,11,13~16,19~22,24,25,30,33~45,47~49,51~60,69,74,76,78,79,82,83,85~87,90,93~99,103,111~114,116~119,122~125	
	27	1,2,11,15~19,22~26,28~35,42~44,47,48,51,52,54~59	

28	1,2,4,7 ~ 10,12,13,15,18 ~ 22,25 ~ 28,31 ~ 33,35,37,39,40,45,47,49,51 ~ 53,55,56,58,59,63,64,69 ~78,80~83
29	1~10,13,19,27~31,35,36
30	1~3,6~10,12~34,42~48,50~53
31	9,26,27,35
32	1 ~ 3,8 ~ 14,16,18 ~ 20,22,24 ~ 36,38 ~ 43,47,50,52 ~ 62,64~68
33	1,3 ~ 5,7 ~ 9,12 ~ 19,22,23,25 ~ 28,30 ~ 34,38,40 ~ 47,49,50,53 ~ 56,58,60,61,63 ~ 65,68,69,71,72,75 ~ 79,81,82,84,86,87,91,93,94,96 ~ 105,107 ~ 109,111 ~ 114
35	1,2,4,8,10,12,16,18 ~ 20,22,23,25 ~ 27,29,30,32,34 ~ 37,42~49,52~62
36	2~5,7~9,11~15,17~23,26
37	6~8,11,12,14~20,25,28~31,38
38	1~3,5~9,11,12,13,15,18,24,25,33, 35~37,41,46,48,52,59~67
39	1~13,15,17,18,20~25,27~34
40	4,6,11~13
41	3~16
42	4,5,15,17~20,25~28,30
43	1~3,5,6,17~23,25,26,28,29,46,49~52,55,78,87
44	1~14,17,19,21~24,35,36,41~48
45	1,3,4,17,18,21,27,30,32,33,35,36,39,41
46	2~8,10,11,13,17,18,20~23,30~33,35,36
47	12~14,16~20,22,26,36,37,44~46,48
48	9,20,26,27,32,33,36,38,39,43,45
50	10
51	4,5,8~10,12~14,21,22,25,28~30, 32~35,40,41,43,44,48,49
52	2~7,10,16~19,21~27,29,35,37,38,40,41,43~46,48,49 ~52,54~62,65,68~72,75~79,81~83,85~88,90,92
54	30~32,34~38,40~43,48,49,51
55	1~3,8,10,11,13~15,21,22
56	6~8,25
57	3,23,26~28,30
58	1,2,8~10,12~14,16,19~21
60	9~11
61	3,15~17
62	21~25,27~30,33
64	11
65	2~5
68	7,8
69	6
73	2,27~29,31,33,35,37,40,42,43
75	1,34,37,38,40~42,44,46,48
76	7,38,41,48
77	2,3,22,24,25,30
78	31,34,36~42

	79	3,7~9,12,14,18~21,24	
	80	25~27,31~34	
	81	1,3,8~13,15,16,18~21,23~25,27,29,30,32	
	82	20,30,32~38,43,45,46,49,51,57,60,61	
	83	3,16,19,20,23,24,26~28,31,40,49	
	84	3,28,30,31,34,36 ~ 38,40 ~ 43,46,48,51,52,54 ~ 58,60,62,72~75,77,78	
	85	3,31,44,46~48,55,56,58~61,63~67,70,71,75,82,83,86	
	86	2~4,10,11,14~17,21,23~27,29~31,35,36,38,40	
	87	31,33,34,36~40	
	88	4,5,6,9,11,13,14	
	90	14~18,20~22	
	92	20,23,24,26,27,29~34,36~39,57,59,62,64,67	

【道有林】

該当なし

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画 における主な 実施基準(参 考) (注 1)
		林 班	小班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別表1の1による水源涵養林		379.94	主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:20haを超えない範囲
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林(注2)	該当なし			主伐林齢:標準伐期齢+10年以上 皆伐面積:10haを超えない範囲
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	1	1	799.50	主伐林齢:注3の表による 皆伐面積:20haを超えない範囲
		2	2,3,7,13,15~18,20~28,33,35,37~40		
		3	3~5,7~13,16~18,22,26,27,30~41,45~47		
		4	1~5,24~26,28,29,31,33,43~45		
		5	36~39,41,45,48,58		
		6	58,59,62,63		
		7	20~25,27,34,48		
		9	5,7~11,32,35,37		
		10	55,58,59,86,88,89,93,94,100,102~104		
		11	1~3,7,8,10~16,19,20,23~25,27,30		
		13	13,14,18,19,42~46,49,59		
		14	5~7,41,46		
		15	1~7,13~15,20		
		16	34,36		
		17	11,12		
		22	2~4,6~8,31~34		
		23	45		
		28	3		
		30	35~41,49		
		31	1~8,10~13,18,20,21,24,25		
		32	15		
		33	88~90,92		
		38	4,11,14,16,18~23,26,28,29,31,32,34,38~40,42,44,45,47,49~51,53,54,57,58		
		39	7,8,14,17~19,30		
		42	1,3~8,11,12,14,15,17~20,22,28,30,31,33,35~38		
		43	9,15,42,53,54,56,59~65,79,81~83,86		
		45	1,26~36,39		
		46	6,19~23,30,31,34		
		47	12~14,16~20, 22,26,36,37,45,47		
		48	26,27,29,32,33,36,38,39,43,45		
51	22,25~29,40,47				
52	43~46,48~56				
54	4,30~32,34~36,38,40~43,48,49,51				
55	1~3,8,10~15,21,22				
57	2,3,23,26~28,30				
61	3,15~17				
62	21~25,27~30,33				
73	2,27~31,33,35,37,40,42,43				
75	1,34,37~42,44,46,48				
76	7,38,39,41,48				
77	2,3,22~25,30				
78	1,31,33,34,36~43				

		79	3,7~9,12,14,16,18~26,28~30		
		80	25~28,31~34		
		81	1~4,8~16,18~25,27,29~33		
		82	20,30,32~39,43~46,49~51,57,60,61		
		83	1,3,16,19,20,23,24,26~31,35,39,40,49		
		84	3,28,30,31,33,34,36 ~ 38,40 ~ 44,46 ~ 48,51 ~ 55,57 ~ 60,62,71~75,77,78,83		
		85	3,38,42~48,50,55,56,58~67,70,71,75,82~85		
		86	1~4,10~19,21~24,26,27,29~33,35,36,38,40		
		87	31~39		
		88	4~6,11		
		90	14~18,20~22		
		92	20,23,25~33,36,37,39,57,62,64,67,68		
		93	10		
		複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
11	31,32				
84	56				
85	30,31,86				
88	9,13,14				
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	92	34,38,59		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

【道有林】

該当なし

- (注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。
- (注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10haを超えない範囲とする必要があります。
- (注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上

天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別紙 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	
林班	小班
5	14.29.62.63
6	102
8	66
14	47
16	73
21	60
26	125
29	36
32	8
33	16
38	6